

地域とともにある学校づくりとコミュニティ・スクールの推進について

九州大学 総務部長 松浦晃幸

○ 学校と地域との連携の必要性

- 学校を地域に開き、地域と信頼関係を築き上げること。
- 多様な価値観を持つ大人との関わりの機会を増やし、地域ぐるみで子どもの生きる力を育てること。
- 学校を拠点として家庭や地域の教育力を高め、良い大人が住む町づくりをすることで、より良い学校を作ること。

・ そもそも学校は誰のものか、開かれた学校とはどのような学校なのかという視点

- 学校は地域住民の税金により建設され、運営されている地域の公共財である。
- 学校は子どもたちを含む地域住民のものである。学校は地域の宝。
- 地域住民は、地域の将来を担う子どもたちの成長に夢や希望を懸けている。
学校の存在が地域の希望。
- 将来の地域の担い手として、子どもたちが成長し、学力や社会性など生きる力を身につけさせることが、学校が担う地域貢献である。
- 学校は地域の信頼なくしては成り立たない。
- 学校教育に対する地域住民の信頼に応えるためには、地域住民のニーズを聞き取る場の確保と、ニーズを学校運営に反映させる仕組みが必要。
- 「新しい公共」の概念の広がりなど、地域住民が当事者意識をもって子育てや学校への関わりに積極的に参画する機運の高まりを踏まえた、学校を中核とした地域住民の活躍の場の確保や機会の提供が必要。
- 「開かれた学校」とは、単に門扉を開くということではなく、地域住民の想いに応え、学校としての説明責任を果たし、地域住民との協働による人づくりを通じ、地域住民と信頼関係が構築できている学校をいう。開かれているかどうかの判断は、地域住民が判断するもの。
- 地域の大人たちも、自らが主体的に地域の子どもたちを育てる役割を担っていることの認識が必要。良い大人が住む地域には良い学校がある。良い学校がある地域には良い大人がいる。

・ これからの社会を生きる子どもたちに求められる力をどう育成するかという視点

- 社会情勢の変化(少子高齢化・核家族化、地域コミュニティの減退、人口減少社会の到来、情報化、グローバル化等)に、今後柔軟かつ適切に対応していくために、子供たちには、
 - ① 基礎的な知識・技能をもつ人(基礎学力、専門知識、語学力、IT技術等)
 - ② 課題を発見し、自ら考え行動する力をもつ人(熱意、論理的思考力、判断力、創造性、自立的に行動する能力等) →指示まちからの脱却
 - ③ 豊かな人間性、高い倫理観をもつ人(人間関係形成能力、コミュニケーション能力、豊かな教養、倫理、哲学、歴史、文化、社会規範等)の育成が求められている。
- これら学習指導要領の理念「生きる力」を育むことが一層重要。
- これらの力は、教員による指導だけでなく、いろいろな場において、多様な価値観をもつ様々

な経験を積んだ多くの大人たちとの関わりの中で身につけさせていくもの。大人との関わりが希薄な現代社会では、意図的に大人と関わることのできる仕組みづくりが必要。
→子どもには保護者や教員といった縦の関係だけでなく、先輩や地域の大人等との関係である斜めの関係づくりが有効。

・ 教育指導内容等の多様化にどのように対応していくかという視点

→子どもの安心・安全の確保や体験活動、キャリア教育、道徳教育、小学校外国語教育、伝統や文化に関する教育(武道、和楽器、和服等)、社会の進展に対応した教育(環境教育、食育教育、消費者教育、情報教育等)への対応。
→現在の学校の教職員のみでは、人的にも、スキルのにも対応しきれない状況であり、学校外の保護者、地域住民、行政など地域総ぐるみでの協力や支援が不可欠。
→更に、東日本大震災を踏まえた防災教育、避難訓練の実施など地域と緊密に連携した取組が求められている。

・ 子どもの指導方針等について地域住民等とどう協議し、協働していくかという視点

→学校での教育と家庭や地域での教育について、関係者で基本方針を協議し、指導方針等について共有した上で、協働した取組を行わなければ、教育の成果が上がらない。(予習・復習、あいさつ、早寝・早起き・朝ごはん、テレビ・携帯電話、ゲームのルール化、お手伝いの習慣等)
→いじめや不登校、暴力行為などは学校だけの問題ではなく地域全体の問題であり、地域全体で問題意識を共有し、協働して対応しないと問題解決につながらない。

・ 教員の負担の増大や学校の抱える課題をどう解消していくかという視点

→超過勤務の増大(教員勤務実態調査の結果等を踏まえ)による教職員の負担や負担感の増大。
→現在の学校の教職員だけでは、地域の想いや教育指導の充実等の社会的要請に十分に応えられない状況。
→子どもと向き合う時間の確保のためにも、学校の抱える課題を解決するためにも、学校外からの情報提供や協力、支援が不可欠。

・ 法令の定め(教育基本法抜粋を参照)

→平成18年12月 教育基本法改正

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

→地域との連携・協働を通じ、どのような教育施策を実現していくか、それぞれの教育委員会や学校長の具体的な行動が問われている。

○ 地域とともにある学校づくりの推進

・ 地域との連携について実効性のある仕組みづくりのため、文部科学省では「地域とともにある学校づくり」を推進。

・ 地域とともにある学校とは

→学校と地域住民等が、子ども像や学校像を共有し、それぞれが当事者意識をもち、一体となって地域の子どもたちを育てていく学校。

→子どもを中心に据えた学校と地域の連携は、子どもの成長のみならず、大人の学びの拠点を創造し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てることにつながる。

→平素からの学校と地域の関係づくりが、子ども、保護者、地域住民、教職員など、そこに関わるすべての人々の自発的な学びや成長を促し、子どもたちを守り、地域を守ることに繋がる。

○ 地域とともにある学校づくりのポイント

- ① 学校と地域住民等が、みんなでよく考え、話し合っていくこと(熟議)。
- ② 同じ目標に向かって、一緒に活動していくこと(協働)。
- ③ 校長を中心に、人をつなぎ、学校の組織としての力を上手く引き出すこと(学校のマネジメント)。
- ④ 教育委員会と教育長の明確なビジョンと行動が強く求められていること(市区町村の明確な教育理念の策定、地域住民等との熟議を引き出すための仕組みづくり [コミュニティ・スクール等]、財政支援等による学校のサポート等)。

○ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

【コミュニティ・スクールの経緯】

- ・「教育改革国民会議－教育を変える17の提案－」(平成12.12.22)
 - ・ 新しいタイプの学校(コミュニティ・スクール等)の設置を促進する。
- ・「中央教育審議会－今後の学校の管理運営の在り方について(答申)－」(平成16.3.4)
 - ・ 学校の運営への保護者や地域住民の参画を制度的に保障するための仕組みとして、教育委員会が地域運営学校の運営について協議を行う組織を設置することが必要と考えられる。
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行 (平成16.9.9)
 - ・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の制度化。
- ・ 第1期教育振興基本計画 (平成20.7.1)
 - ・ 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置促進に取り組む。
- ・ 第2期教育振興基本計画 (平成25.6.14)
 - ・ コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大

【コミュニティ・スクールの概要】

- ・ コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定に基づき、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって、学校運営に主体的に参画することで、地域に開かれ、地域に支えられるより良い学校づくりを実現するために、市町村教育委員会が設

置する合議制の機関。

- ・ 文部科学省では、地教行法に基づき、教育委員会の指定を受けて学校運営に関して協議する合議制の機関である「学校運営協議会」を設置された学校を、「コミュニティ・スクール」と呼称。
- ・ コミュニティ・スクールは、市町村教育委員会が指定(県立高校は県教育委員会)。
- ・ 学校運営協議会の委員は、市町村教育委員会が任命(県立高校は県教育委員会)。
- ・ 委員には保護者と地域住民が必ず含まれる必要あり。
- ・ 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員。
- ・ 平成25年度現在1,570校で実施(全公立小中学校の約5%)。地域的な偏りあり。
- ・ コミュニティ・スクールは、地域とともにある学校づくりを進める上での最も有効なツール。

【コミュニティ・スクールの意義】

- ・ 学校のことは学校自身が地域住民の意向を踏まえて決定すること。
- ・ 学校の抱える課題を地域ぐるみで解決すること。
- ・ 校長が進める学校づくりを地域住民が支えること。
- ・ それぞれの地域ならではの特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを展開すること。
- ・ 地域住民に対する説明責任を果たすこと。
- ・ 地域住民が学校教育について自覚と意識を高めるようにすること。
- ・ 学校を核とした地域社会づくりが可能となること 等。

【学校運営協議会の権限と責任】

- ① 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ② 学校運営に関する事項について、設置者である教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。
 - ③ 学校内の教職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者である都道府県教育委員会に対し、設置者である教育委員会を経由して、意見を述べるができる。
- ※ 任用に関する意見を議題としない取組も可能。
- ※ 学校運営協議会の設置により、学校評議員会議や学校関係者評価委員会等の統合・廃止も可能。

【コミュニティ・スクールと学校評議員制度や学校支援地域本部との違い】

- ・ 学校評議員制度
 - 学校教育法施行規則第49条(平成12年4月～)。
 - 校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための制度。
- ・ 学校支援地域本部事業
 - 法令上の規定なし。
 - 国の委託事業(平成20年4月～)、平成23年度からは補助事業(国・県・市町村それぞれ3分の1負担)。
 - 地域住民等が、学校教育活動への支援を行うことにより、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するもの。(学習支援、読書活動、部活動指導、環境整備、登下校時安全指導等)

※ いずれも、コミュニティ・スクールのように、地域住民が学校運営に参画するという権限と責任は制度的に有していない。

○ コミュニティ・スクールの成果に対する認識（コミュニティ・スクールに指定された学校長へのアンケート結果）（平成23年度 文部科学省委託調査 抜粋）

【成果】（「当てはまる」＋「ある程度当てはまる」の合計）

- ・ 学校と地域が情報を共有するようになった。 92.6%
- ・ 地域が学校に協力的になった。 87.7%
- ・ 地域と連携した取組が組織的に行えるようになった。 84.0%
- ・ 学校に対する保護者や地域の理解が深まった。 82.6%
- ・ 教職員の意識改革が進んだ。 77.4%
- ・ 保護者が学校に協力的になった。 63.8%
- ・ 地域の教育力が上がった。 56.3%
- ・ 地域が活性化した。 51.4%
- ・ 児童生徒の学習意欲が高まった。 50.5%
- ・ 保護者や地域からの苦情が減った。 46.5%
- ・ いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した。 42.7%
- ・ 児童生徒の学力が向上した。 36.2%
- ・ 家庭の教育力が上がった。 32.8%
- ・ 教職員が子どもと向き合う時間が増えた。 19.8%

※ 上記事項全般について、コミュニティ・スクールの導入期間が長いほど、それぞれの成果認識が高い。

・「生徒指導上の課題解決」	16.17 指定校	<u>57.6%</u>	→	23 指定校	<u>30.0%</u>
・「学力向上」	16.17 指定校	<u>54.6%</u>	→	23 指定校	<u>30.0%</u>
・「家庭の教育力が向上」	16.17 指定校	<u>40.9%</u>	→	23 指定校	<u>21.6%</u>
・「子どもと向き合う時間増」	16.17 指定校	<u>27.3%</u>	→	23 指定校	<u>17.5%</u>

○ 保護者、地域住民の意見

- ・ 学校が積極的に情報提供してくれることで、学校の様子がわかるようになった。
- ・ 学校行事等への参加機会が増えた。
- ・ 学校への苦情から応援へと意識が変化した。
- ・ 子どもたちを地域で守り育てようとする意識が高まった。
- ・ 学校とのかかわりを通じて、自分の活躍の場ができるなど、生きがいを持てるようになった。
- ・ 子どもたちが自治会の活動に積極的に参画するなど、地域が活性化した 等。

○ コミュニティ・スクールの課題

- ・ 地域住民に対し、コミュニティ・スクールの意義や有効性の理解の浸透。
- ・ 積極的・主体的に活動する学校運営協議会委員の確保及び委員の資質向上に向けた研修の充実。
- ・ 協議会で議論した内容等についての、地域住民に対する適切な情報発信。
- ・ 委員の報酬、会議開催経費等の継続的な予算の確保や人的措置

(参考)

「地域とともにある学校づくり」に関連する教育基本法(抜粋)

● 教育基本法

○ (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

○ (教育の目標)

第二条 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

第二条 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

○ (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

○ (義務教育)

第五条 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

○ (家庭教育)

第十条 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

○ (社会教育)

第十二条 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○ (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○ (教育行政)

第十六条 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興をはかるため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。